

ポイント経済学

3

西洋経済史

学文社

ポイント経済学

〔3〕西洋経済史

東京 学文社 発行

ポイント経済学 3 西洋経済史

昭和40年5月30日 第一版発行

昭和55年1月15日 第十一版発行

版權所有
学文社

著者 学文社編集部
印刷所 千代田印刷株式会社
発行所 株式会社学文社
代表者 北野登

東京都目黒区中目黒1-2-6

電話(715)1501 振替東京3-98842

(落丁、乱丁の場合は本社でお取替えします)

3333-101003-1023

刊行に際して

いまほど経済学の必要性を強く感じられることはない。経済学は、学生はもとより現代社会に生きる人々の常識となりつつあるといつても過言ではなかろう。

しかし学問である限り、面白い物語りのようにスラスラというわけには行かない。初学者はその難解さにしばしばと感い、ためらうことも一再でない。

しかしながら研究とその勉学の方法如何によっては、よりわかりやすくその“ポイント”をいち早くつかむことは可能である。

本書は学生にもっとも親しみやすい演習形式を採用し、(1)その学科の全領域をおさめ、(2)たんなる用語解説にとどまらず、体系的であり、(3)最近の動向をも研究できるよう配意した。

本書は経済学部学生はもとより短大生や一般教養課程の人々も十分に活用できるように幅広い層を対象とした。

なお、余力ある人は巻末の参考文献により一層の深奥を究められたい。

激しい競争と合理化につき上げられている日本経済のなかに、本書が一指標ともなれば幸いである。

昭和 52 年 6 月

編 者

目 次

第 1 章 序 論

問 題 1	時代区分の概要を記せ.....	1
問 題 2	経済発展段階説を説明せよ.....	3

第 2 章 中 世

問 題 3	封建制度の概念を述べよ.....	6
問 題 4	莊園制度の概念を述べよ.....	8
問 題 5	村落の構造について記せ.....	10
問 題 6	莊園制度の変形を明らかにせよ.....	12
問 題 7	中世都市について論ぜよ.....	15
問 題 8	ギルドの概念を述べよ.....	17

第 3 章 近 世

問 題 9	前貸問屋制工業とは何か.....	20
問 題 10	マニュファクチュアについて論ぜよ.....	22
問 題 11	ギルドの崩壊を説明せよ.....	24
問 題 12	農村工業（イギリス）を記せ.....	26
問 題 13	地主制度についての概要を記せ.....	28
問 題 14	農民一揆（イギリス）を説明せよ.....	30
問 題 15	囲い込み運動（イギリス）について述べよ.....	32
問 題 16	ヨーマン（イギリス）とは何か.....	34
問 題 17	ジェントリ（イギリス）について述べよ.....	36
問 題 18	寄生地主制度（フランス）を論ぜよ.....	38

問 題 19 農場領主制度（ドイツ）を説明せよ	40
問 題 20 農民戦争（ドイツ）を論ぜよ	42
問 題 21 宗教改革を論ぜよ	44
問 題 22 絶対王政を論ぜよ	46
問 題 23 市民革命を論ぜよ	48
問 題 24 初期ブルジョア国家について述べよ	50
問 題 25 価格革命を論評せよ	52
問 題 26 本源的蓄積とは何か	54
問 題 27 重商主義を説明せよ	56
問 題 28 コルベルティスム（フランス）について述べよ	58
問 題 29 初期独占を記せ	60
問 題 30 農業革命（イギリス）を論ぜよ	62
問 題 31 重農主義（フランス）とは何か	64
問 題 32 農民解放（ドイツ）について説明せよ	66
問 題 33 ユンカー（ドイツ）を論ぜよ	68
問 題 34 関税同盟（ドイツ）について記せ	70

第 4 章 近 代

問 題 35 産業革命の概念を論ぜよ	73
問 題 36 イギリス産業革命について述べよ	75
問 題 37 ドイツ産業革命について述べよ	77
問 題 38 工場制工業を論評せよ	79
問 題 39 自由貿易主義の成立（イギリス）を記せ	81
問 題 40 株式会社の発展を明らかにせよ	83
問 題 41 救貧法（イギリス）を論ぜよ	85
問 題 42 イギリス羊毛工業の発展を記せ	87
問 題 43 ドイツ亞麻工業の衰退を説明せよ	90
問 題 44 近代労働運動の発生を論ぜよ	92
問 題 45 社会政策の始源を述べよ	94

目 次

5

問題 46 資本主義を論評せよ	96
問題 47 社会主義を論評せよ	98
問題 48 帝国主義を論評せよ	100
主要参考文献	102

第1章 序論

問題1 時代区分の概要を記せ

〔解説〕 一般歴史の分野では今日広く、古代・中世・近代（または近世）のいわゆる三分法による時代区分が行なわれている。この歴史区分法はルネサンス時代の近代意識に由来し、彼らが模範とした輝かしい古典古代と、今や再生の新しい意欲にめざめた自分達の近代との間に、消極的で、暗黒な中世（中間時代）を設定したことにもとづいている。この区分法は、実際に当っては各時代の境界を何処に、つまり何世紀にないし何年におくかについて、多くの問題があるにもかかわらず、今日なお用いられているわけであるが、このことは、この区分原理が少なくとも近代ヨーロッパ人の歴史意識に適合したもののもつたためであり、また、その後の研究による人間類型・社会体制・経済様式などによる区分と、ある程度の一致を示すためである。

ところで、三分法とは別に、歴史の時代区分を行なおうとする試みが、経済発展段階説として具体化された。この段階という考え方が、はなはだ静止的な概念であり、またその区分基準があまりに一面的であり、歴史の現実と合わないため、歴史区分法としての意義はほとんどもっていない。しかし、この段階説の系譜から生まれた「経済体制」という概念、または社会体制という概念は、やがて「経済様式」ないし社会様式という概念にまで純化され、先述の三分法から出た「様式」概念に接近したのである。

ところで、様式という概念が成立するためには、ある1つの時代における歴史現象は、すべて相互関連の中にあり、まとまりのある統一体を形成している

という観念が生まれている必要があった。こういう考え方は、すでに、ある時代の「支配傾向」という概念の中にあらわれていたが、これは、やがて、「理念」概念にまで普遍化され、今日では「主導像」という言葉によって表現されている。ある歴史時代の理念は、その時代の主導像として、すべての文化・社会現象（例えば、経済・政治・宗教・思想・芸術・技術・科学など）にその時代特有の一定の特徴ないし性格、つまり個性を与えるものであり、理念ないし主導像にしたがって時代区分を行なうと、それは、三分法の区分と一致するのである。主導像は歴史の実際においては、様式——経済様式・芸術様式など——や「人間類型」——例えば、政治的人間・靈的人間・経済的人間など——の中に具体化され、客觀化されている。こうして、主導像による区分は、様式・体制・類型などによる区分として、三分法の区分となるのである。

このような区分法は、いわゆる観念論的な区分方式である。そこでは、理念とか指導像とかいう時代精神が区分基準となっている。これに対して、マルクスは、いわゆる唯物論的な区分方式を提供している。それは「生産様式」による区分法であるが、注目に価するのはその区分——奴隸制・封建制・資本制の各時代——が、伝統的な三分法とも、また、観念論的な様式・体制・類型区分とも、ほとんど一致していることである。

こうして古代・中世・近代、奴隸制・封建制・資本制、政治人・宗教人・経済人という三分法の妥当性が示される。しかし、各時代がさらに細分される。例えば古代は、ギリシャ・ローマの古典古代とそれ以前、中世は、前・中・後期（それぞれ、封建制度の形成・確立・衰退期に当る）に分けられている。近代は、同様に3分され、第1期は時として近世・近古とよばれ、第2・3期と区別される場合もある。第2期が本来の近代で、第3期は、時に最近代・最近世・現代などとして別個に分けられることがある。近代の細区分は、大体、資本主

義の発展にそっている。

(注) 体制 : System, 構成 : Styl, 類型 : Typus, 理念 : Idee.

問題2 経済発展段階説を説明せよ

〔解説〕歴史の流れを区分することは、いわゆる時代区分として、古い時代から行なわれていたが、歴史を経済発展にしたがって段階的に分けることは、19世紀にドイツにおこった歴史学派経済学によって、はじめて、明確に行なわれた。

経済発展段階説を最初に定式化したのは、旧歴史学派の先駆者とされているリストであり、それによれば、経済は、生産力の発展にしたがって、野蛮・牧畜・農業・農工業・農工商業の各段階と発展する。この場合、リストの脳中にあったのは、段階を異にする後進国ドイツと先進国イギリスの関係であった。

歴史学派の後継者は、それぞれ独自の段階説を唱えた。主なものをみるとつきのようになる。ヒルデブラントの交換形態の発展による分類、すなわち、自然経済・貨幣経済・信用経済の各段階。ピュッヒャーの財の生産・消費間の道程の長さによる分類、すなわち、封鎖的家内経済・都市経済・国民経済の各段階。シュモラーの政治単位による分類、すなわち家族経済・村落経済・都市経済・領邦経済・国民経済・世界経済の各段階。リストの段階説が、後進国ドイツの近代化という実践的性格を有していたのに対し、これらの新旧歴史学派のそれは、いちじるしく觀想的となっているのが特徴的である。このような性格を端的に示しているのは、新歴史学派の後継者ゾンバルトの、経済体制を基準にした分類である。すなわち個人経済（1原始家族経済・2大家族経済・3単一経済による大規模個立経済）・中間経済（4多數単一経済による大規模個立経済・領地制度・5莊園経済・6交換都市経済）・社会経済（7社会主義経済・8古代奴隸制経済・

9自由賃金労働制または資本主義交換経済)。

さて、これらの歴史学派系の発展段階説は、リストのものを除いて経済史分析の概念としては有用なものもあるが、実際の歴史の進行過程と、とりわけ従来の三分法による時代区分と合致しない基本的欠陥をもつ。その理由は、区分の基準となるものが、経済の部分現象ないし要素であったということによる。このような部分要素をもとにして、区分すれば、結果は一面的な、現実との関連を失った極端な図式になることは、当然である。この点では、ゾンバルトの経済体制の考えは、それが包括的な概念であるために、示唆的であり、この経済体制概念は、のちに、シュピートホフによって、経済様式概念にたかめられ、三分法の時代区分との接近を可能にした。シュモラーの区分は、現実にかなり合っているが、それは、政治の要素を導入したためであり、やはり、政治単位の包括的性格がこの結果をもたらしたのである。

この関連で、マルクスの区分にふれておく必要がある。マルクスは、時として歴史学派に入れられることもあるが、全く別の観点にたっていることはいうまでもない。しかし彼は、歴史学派の人達と同時代・同国人であり、全然無関係であったわけではない。彼の区分は、実践的関心に支えられ、生産様式ないし経済的社会構成という広い概念を基準にし、三分法歴史区分に合致した段階を設定したために、今日でも用いられている。それは、原始共同体制・奴隸制・封建制・資本制の各時代であり、これらが、それぞれ、原始時代・古代・中世・近代に相当するのである。

経済発展段階説は、今日そのままの形では用いられない(マルクスは、時代という言葉を用いている)。しかし、最近、経済成長段階という概念が、経済成長論の立場から提出されている。ロストウの段階は、伝統社会・飛躍先行条件・飛躍(テイク・オフ)・成熟への突進・高度大衆消費時代となっている。

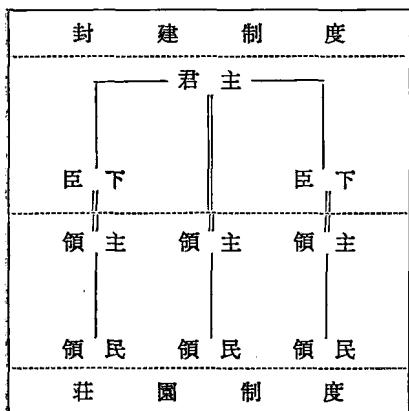
(注) 經濟發展段階說：Wirtschaftsentwicklungsstufentheorie， 經濟体制：Wirtschaftssystem， 經濟樣式：Wirtschaftsstyl， 經濟成長段階說：Stage of Economic Growth Theory.

第2章 中世

問題3 封建制度の概念を述べよ

〔解説〕 封建制度とは中世ヨーロッパの社会を特徴づける時代概念であるが、狭義には、中世社会の支配構造を示す政治概念である。その中核は忠誠誓約にもとづく君臣・主従関係をもった従士制と、この忠誠に対する反対給付である土地の恩賃制との結合にある。すなわち最高の君主・国王は、その臣下に土地を貸与し主従関係をとり結ぶ、この臣下は自らが主人としてまたその臣下と同様の方法によって同様の関係をとり結ぶ、そしてこれが最下層の臣下にまでくりかえされる。したがって、中世社会の身分関係は、君主を頂点とするピラミッド型の位階秩序を構成していることになる。

ところで、封建制度は政治構造であり、支配・服従関係を示すものであるが、政治機構であるかぎり、社会の上部構造にすぎず、下部構造にまで達しない。



この下部構造をなすものが莊園制度であり、封建制度は莊園制度によつて支えられているといえる。莊園制度は、君主や各階梯にある臣下が、領主としてその下にある直接生産者・領民ととり結ぶ関係であつて、その中核は、領主による土地の貸与とその反対給付である領民からの用役・物品・貨幣の収取との結合にある。

以上を図示すれば、前頁の図のようになる。

さて、封建制度は、通説によれば8世紀の前半サラセン人の侵入を契機として、フランク王国の宮宰カール・マルテル（714～741年）によって行なわれた兵制改革、すなわち教会財産を収用してこれを騎士に恩貸し、主従関係の確立によって從来の歩兵制に代る騎兵制を採用したことにはじまるといわれる。しかし、制度の確立と普及がこの時期またこの事件に求められるとしても、その自生的な発生はもっと早い時代にあったのである。

他方、封建制度の崩壊ないし、消滅については、通説さえも形成されていない。しかし、封建制度の本質を先に述べたように規定するすれば、その崩壊の時期は、国によって相違があるが、絶対王政の成立にはじまるとし、その消滅の時期は、市民革命の発生にあるとすべきであろう。

このようにみると、封建制度の時期は、短くみても8世紀から17世紀の約1000年にわたっていることになる。しかし、この10世紀の間、封建制度は、全く同一のものではなかったわけではない。それは、時代により、地域ないし国により、様々な変容を示すことになるのであるが、その変形の根底には、荘園制度の変化がよこたわっていることに注意しなくてはならない。

荘園制度は、時代的にみれば、その領主-領民関係の中心をなす領民給付、いわゆる封建地代の、賦役→物品→貨幣への変化について、古典荘園制度→純粹荘園制度→地代荘園制度と変形してゆくのであるが、この動きについて、封建制度は、前期封建制度（8世紀から13世紀まで）→盛期封建制度（13世紀から15世紀まで）→後期封建制度（15世紀から17ないし18世紀まで、これは絶対王制に当る）と変化したのである。この変化は国によって相違があるが、分権的封建制度から集権的封建制度への移行、したがって国王権力の増大過程としてとらえることができるるのである。

(注) 封建制度: Feudalism Lehenswesen, féodalité.

問題4 荘園制度の概念を述べよ

〔解説〕 中世ヨーロッパの封建制度がその社会の上部構造であるとすれば、莊園制度ないし莊園領主制度は、その下部構造をなす。莊園制度は、莊園領主がその領有する土地・封土を、支配下にある領民に貸与し、保有させ、この土地の貸与関係を通じて領民の給付（賦役・物品・貨幣）を経済外的強制によって收取する機構である。それ故、莊園制度は、領主-領民関係、土地の領有-保有関係、したがってまた、いわゆる封建地代の給付-收取関係に外ならない。莊園制度は、封建制度と同様に物を媒介とした身分・支配関係である。しかしこれにおいては通常土地-軍役という受渡関係が成立するのに対し、前者においては、土地-財貨給付の受渡関係が成立しているのである。封建制度の枠内で恩貸される土地が、莊園制度の中で土地とその生産物として実現されるのである。

莊園制度の基礎となっているのは、莊園といわれる領主の支配領域である。これは、その領主の領有する土地と領民の総体からなる。この領主の支配する権利を領主権と呼んでいるが、領主権はその支配する対象にしたがってつきの3つに区別される。第1は、領有する土地に対する権利、つまりその土地に居住する領民からの給付收取権で、最も基本的なものであり、土地（莊園）領主権といわれる。第2は、土地に直接関係ない（ということは、別の領主の領有する土地に居住していることもある）領民からの給付收取権で、体饅（人身）領主権である。第3は、以上のものより一層範囲の広い領主権で裁判領主権である。領民はこの3つの領主権の下に服しているわけであるが、領主は、この3つの権利をすべて有しているとはかぎらない。3つとも持っているものもあるが、

1つまたは2つしかもたぬものもある。例えば土地領主権と体儀領主権しかもたぬ領主、裁判領主権しかもたぬ領主がある。これを領主権の分散という。

莊園制度の発展につれ、体儀領主権は弱化・消滅して行き、裁判領主権は大領主ないし国王の手中に吸収されて行なった（給付の租税化）のに対し、土地領主権は、時代のたつにつれてその重要性は低下したとはいえ、市民革命期に最終的に廃止されるまで、多かれ少なかれ残存した。それ故、莊園の全発展は、この土地領主権の中に、集約的に表現されている。したがって、一般に莊園という時には、この土地領主権の及ぶ範囲、所領をさしているのである。

ところで、領民は最初から莊園に居住していたわけではない。領民は当初農民として村落共同体の成員として、村落を中核にして生活していた。莊園は、村落共同体に、いわば外から侵入した支配機構にすぎないのである。そこで莊園の範囲と村落のそれとは必ずしも一致するものではない。勿論、1莊園1村落の場合がある。しかし、1大莊園が幾つもの村落にまたがり、それらを含む場合があり、また1つの莊園に所属する土地が幾つかの村落に分散している場合も決して少なくない。この所領の分散（分散所領制）は、領主権の分散と共に、莊園の特徴をなしているのである。

莊園制度は、封建制度の下部構造であるが、それ自体一つの支配組織であり、領民、したがってまた村落共同体を支配する機構である。それ故、莊園制度は、村落共同体をその基底として持っているといふこともできる。上部構造は、つねに基底の変化に制約されて発展する。封建制度の進展は、莊園制度の発展について行なわれたが、後者は、村落共同体、またその成員である直接生産者・農民の下における生産力の発展について、変形したのである。

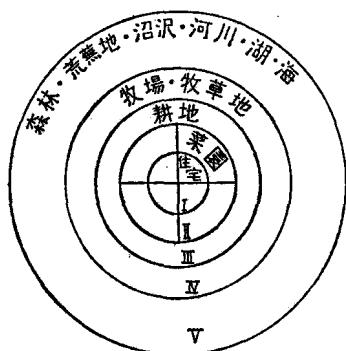
(注) 莊園制度 : Manor System, Grundherrschaft, seigneurage.

莊園領主 : Manor Lord, Grundherr, seigneur.

問題5 村落の構造について記せ

〔解説〕 直接生産者＝農民の再生産の場は、村落共同体であり、彼らはこれを基盤にして自分達と領主層を扶養した。

村落は、その成員の定住の形から集村と散村に分けられる。集村は、住民が集中して居住する形で、つぎの同心円の図で説明される。I, IIの中心部には



菜園の付属した住宅がある。ここには、農民や領主または、その代理人（莊司）の住宅の外、教会堂その他の公共建築物および公共の広場がある。IIIには耕地がある。その外には、共同に利用される牧場や牧草地があり（IV），最も村外れのVには、共同利用にゆだねられた土地その他がある。これは一般には、森林と荒蕪地（荒地）である。これらの共同に利用される土地その他、つまり村民が用益権をもっている部分を共同地（共有地・入会地）という。散村は、集村のように類型化される形をもっていない。その際立った特徴は、菜園の外に耕地も付属した住宅が、村の中に分散して存在していることにある。

このように散村の場合には、各農民の耕地が個別的にまとまって村中に散在しているのであるが、集村にあっては、逆に農民全体の土地が村の一ヵ所に集中し、各農民の土地はその中に散在しているのである。その独特の形は、つぎの図によって説明される。

村の耕地は、まず面積の等しい3つの（または2つの）耕圃に分けられる。つぎに各耕圃は幾つかの耕区に分けられる。各耕区は、細長い地条に分けられ